

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

平成16年 6 月
(第 2 回訂正分)

株式会社鉄人化計画

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年6月30日に関東財務局長に提出し、平成16年7月1日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成16年6月11日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年6月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年6月29日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成16年6月29日に決定された引受価額(220,800円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(240,000円)で募集(以下、「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

(注)5.の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「240,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「220,800」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)3.」を「1株につき240,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格の決定に当たりましては、200,000円以上240,000円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

① 申告された総需要株式数は、公開株式数2,000株(公募株式数2,000株)を十分上回る状況であったこと

② 申告された需要件数が多数にわたっていたこと

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと

従いまして、発行価格は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、240,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は220,800円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(240,000円)と平成16年6月22日に公告した発行価額(170,000円)及び平成16年6月29日に決定した引受価額(220,800円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金は発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき220,800円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。(略)
8. 新株式に対する配当起算日は、平成16年3月1日といたします。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成16年7月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき220,800円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき19,200円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成16年6月29日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「440,000,000」を「441,600,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「420,000,000」を「421,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額421,600千円については、新規出店時における広告費・募集費・研修費その他の初期費用と新規出店直後の運営資金等、カラオケ機器の入替え費用及び人材の確保と教育に係る資金に充当する予定であります。